

令和3年4月1日発行の『健保だより』について

上記のタイトル通り、令和3年4月1日発行の『健保だより』につきまして、掲載記事の内容を下記のとおり一部訂正がありますのでお知らせいたします。

◆ 訂正箇所

『健保だより』の4・5ページ目に掲載

タイトル「マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりました！」

タイトル「保険証等に印字する2桁の番号（個人枝番）について」

◆ 訂正内容

当初令和3年3月からマイナンバーカードが健康保険証として利用(以下、「オンライン資格確認」といいます)できるよう各保険者において準備を進めておりましたが、令和3年3月26日にシステムの安定性確保やデータの正確性担保などの観点から遅くとも令和3年10月までに本格運用する旨の通知が医療保険部会より示されました。

こちらのオンライン資格確認開始時期の延長に伴って、医療機関等を受診する場合は引き続き保険証等をご提示ください。

またオンライン資格確認の本格運用が始まった場合におきましても、すべての医療機関等がオンライン資格確認システムを導入しているとは限らないため、利用にあたってはあらかじめ医療機関等が対応しているかどうかご確認いただくとともに、保険証もご持参下さるなどのご対応をお願いいたします。

【お問い合わせ先】 業務課 : 03-3624-7421